

2020年6月29日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面(1)

申立人（以下「組合」という。）は標記事件について以下の通り主張する。

第1 府労委の求釈明について

申立人は、2020年6月4日付け大阪府労働委員会(以下「府労委」という。)からの求釈明に対して下記の通り答える。

1. 「(略) 当該2回の団交の議事録などがあれば書証として提出するとともに、申立人が不当労働行為に当たるとする発言等を該当する箇所にマーカーする等して示してください」との求釈明について

2020年2月22日に行われた団交議事録(甲第17号証)、同年3月14日に行われた団交議事録(甲第18号証)を提出する。

なお、団交議事録に下線部で示した学校法人プール学院(以下「学院」という。)の不当労働行為について以下のとおり補足する。

(1) 申立書 第4. 本件不当労働行為についての(1)

本件団交で組合は団交開催場所について学院が学内での団交を拒む理由を明らかにするよう要求した。学院は学内組合とは学内で団交を行っていることを認め(甲第17号証2頁)、かつ、その上部団体も含め団交を行なっていることを回答しつつ(甲第17号証24頁)、どのような検討の結果、組合との団交を学外で行うことにしたのかを含め一切の回答を拒否した(甲第17号証2~3頁)。また、組合員たちは自身の労働条件について理事長でもある校長によって知らされて来た経緯がある(甲第17号証6頁、11頁~13頁)。そのため、理事長兼校長の団交出席を求めたが、合理的な理由を説明することなく(甲第18号証1~2頁)団交出席を拒否した。学内組合は非常勤講師を組織しておらず、そのた

め組合員たちは組合に加入し、団体交渉を通じて自らの要求を申し入れた（甲第 17 号証 18 頁）。しかし、学院は学内組合とは学内で校長等も出席する団体交渉を行ってきたが、非常勤講師が加入する組合との団交は学内で行わず、かつ、校長が出席しないという差別的扱いを続けた。

（２）申立書 第 4. 本件不当労働行為についての（２）

① 賃金に関する団交拒否

本件第 1 回団交において組合は賃金削減に関して提案されるまでの詳細を明らかにすることを求めた。学院は 2019 年 11 月に行った非常勤講師への説明会は口頭であったこと、すでに決定した事項としての説明であったと回答した（甲第 17 号証 13 頁～14 頁）。一方、本件第 2 回団交では、説明会の時点では検討中であり、賃金削減の決定は組合が行った本件団交申し入れ以降であり、組合との団交を踏まえての決定であると回答している（甲第 18 号証 10～11 頁）。

組合が求めた賃金削減が必要となる理由を資料等の開示による説明について学院は賃金削減規模を概算で示すのみであり（甲第 17 号証 15 頁）、仮に削減が避けられないのだとした場合、削減率・方法について検討するとしたが（甲第 17 号証 15 頁、17 頁）、本件第 2 回団交でも賃金削減案の撤回についてできないとしか回答せず（甲第 18 号証 4 頁）、決定事項であるとしている。また、組合が要求した賃金削減に関する資料の提示については、説明会や本件第 1 回団交で学院が読み上げた文書（甲第 12・13 号証）を準備するという理解し難い対応であった（甲第 18 号証 3～4 頁）。組合が求めたのは賃金削減の妥当性を知るための客観的な資料であったことはいうまでもないが、学院は資料を提示するつもりはないことを改めて明確にした（甲第 18 号証 6 頁）。加えてこの文書は本件第 2 回団交直前の 2020 年 3 月 12 日付で賃金削減について決定した旨を周知するため全非常勤職員に送付されてもいる（甲第 18 号証 5 頁）。このように学院は一切の組合への回答を拒否し、団交途中であるにもかかわらず、賃金削減を一方向的に決定した。

②次年度コマ数に関する団交拒否

本件第 1 回団交において、組合は組合員らの次年度コマ数について回答を求めたが、学院は要求に約束はできないとした（甲第 17 号証 23 頁）。組合は、要求の趣旨を繰り返し説明したが、本件第 2 回団交においても学院は同様の回

答を維持した（甲第 18 号証 12～14 頁）。組合員らの次年度コマ数は次年度の賃金・労働時間に直結する極めて重要な労働条件であり、義務的団交事項である。上記、（1）のとおり、次年度のコマ数について組合員らは校長兼理事長より具体的な数字を聞かされている（甲第 17 号証 6 頁）。しかしながら、組合との団体交渉では「お約束できない」と回答を拒否し続けた。組合の追及により、辛うじて回答するかどうかを検討するとしたが（甲第 18 号証 13 頁～14 頁）、結果、次年度契約書の発送日に組合へ次年度コマ数を連絡するという内容であり（甲第 14 号証）団交での協議を拒否した。

第 2 学院答弁書に対する反論および主張

答弁書 3（7）で学院は経営状況について、ホームページ上で公開していると主張する。しかしながら、本件団交ではそれすらも示しての説明は一切なかった。組合は団交にあたって自ら公開資料を準備したが、団交時点で明らかにされていた財政状況は 2018 年度のものであり、2020 年度に予定する賃金削減の説明資料としては極めて不十分であった。そのため、本件団交で学院が主張した理由（甲第 17 号証 16 頁）を、具体的な資料の提示なく検証・協議することは不可能であった。

また、労働者代表の選出について学院の本件団交における回答は、学内組合の委員長が過半数を組織していることを確認していないだけであり、信頼しているという回答は一切なかった（甲第 17 号証 11 頁）。なお、本件申立以降も、学院は労働者代表選出を適法な形で行なっていない。

以上